



南アフリカ、エスワティニ、レソトにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】

新型コロナウイルス情報(南ア:「調整された警戒レベル1」の規制内容の一部変更)2月4日現在

【ポイント】

●南ア政府は、1月31日の臨時閣議で、(1)無症状の検査陽性者は隔離不要、(2)有症状の検査陽性者の隔離期間を10日間から7日間に短縮する、(3)(感染者との)接触者は、発症しない限り隔離不要、と決定し、これを即時発効させました。

【本文】

1 1月31日に開催された臨時閣議で、COVID-19に関する「調整された警戒レベル1」の規定の変更が承認され、感染者や接触者の隔離について、以下の変更を行う旨発表されました。なお、その発表の中で、南アは全国的に感染第4波から脱したことが報告されています。

2 パンデミックの推移と国内でのワクチン接種のレベルに基づき、内閣は、「調整された警戒レベル1」に以下の変更を行い、これを即時発効させることを決定しました。

- (1)無症状の検査陽性者は、隔離する必要はない。
- (2)有症状の検査陽性者の隔離期間を、10日間から7日間に短縮する。
- (3)(感染者との)接触者は、発症しない限り隔離する必要はない。

3 南ア政府は、まだワクチン接種を受けていない人々には、COVID-19のワクチン接種を受け、また、ウイルスの感染を防ぐための基本的な健康プロトコルを引き続き遵守するよう注意喚起しています。

この発表についての全文及び関連の官報は以下をご参照ください。

・臨時閣議の発表

<https://www.gov.za/speeches/parliament-approves-changes-adjusted-alert-level-1-covid-19-regulations-31-jan-2022-0000>

・本件の官報

https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/202202/45855rg11389gon1715.pdf

【参考】

○規制内容、出入国関連情報、医療情報をまとめたQ&A

当館Q&A(随時改訂)

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100281536.pdf>



在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

○当館領事窓口

当館は引き続き領事業務を行っています。当館領事窓口に来館される際には、お客様の来訪が密になることを回避するため、事前にご連絡をお願いします。

*メール: consul@pr.mofa.go.jp

*電話: +27 12 45 2 1500

なお、戸籍の出生届等早急に届出を必要とするものは郵送でも可能ですのでご連絡ください。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※南ア、レソト、エスワティニ政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありますので、政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住 所: 259 Baines St、Cnr Frans Oerder St、Groenkloof、Pretoria

電 話: +27 12 452 1500 領事・警備

メール: consul@pr.mofa.go.jp
